

相談の流れ

相談者（学生・教職員など）

相談窓口（ハラスメント相談員）

ハラスメント委員会

相談員からの報告を受けたら、
相談者本人の意思を確認しながら、
速やかに対応を開始します。

※状況に応じて、
①②③から必要な
対応を選択します。

① 防止のための啓発活動

② 緊急の対応の 申し入れ

学長が任命した総括責任者
による迅速・適切な問題解
決を行います。

③ 調査委員会 設置の進言

学長が調査委員会を設置し、
事実関係の公正な調査を行わ
せ、結果に基づいて処分等の
判断をします。

ハラスメント委員会

相談者への報告を行います。
同時に再発防止対策を実践します。

ハラスメント 防止マニュアル



STOP! HARASSMENT

教育・研究の場である大学において、
ハラスメントが行われることは
あってはならないことです。

尾道市立大学では、
ハラスメントのない環境を
皆さんに提供するために、

教育・研修・広報活動を通じ、
学内で起こりうるすべてのハラスメントを
防止する取り組みを行っています。
私たち1人ひとりが、相手の人格を尊重し、
思いやりある態度で接することにより、
ハラスメントのない大学にしていきたいと思います。

ハラスメントを受けたと思ったら…

1. 相手に対し、言葉や態度で自分の気持ちを示しましょう。
＞そのような言動は不快です。やめて下さい
2. 具体的な記録を残しましょう。
＞出来事の内容日時をメモする。メール、チャットなど保存する。
3. 信頼できる人に相談し、ハラスメント相談窓口に連絡を取りましょう。

 被害にあっていて人がいたら、見過ごさないで助けてあげてください。相談窓口へ行くように勧め、同行してあげましょう。

ハラスメント相談窓口

相談員

医務室、事務局学生係、各学科に1名ずつハラスメント相談員がいます。相談員名は学内掲示板(E棟玄関横、事務局)や大学ポータルに示されています。自分の相談しやすい相談員を訪ねてください。チューターやゼミ教員から、あるいは事務局窓口で、相談員を紹介してもらうこともできます。

メール相談

【Eメールアドレス】
harass@onomichi-u.ac.jp
(事務局学生係相談員受付)

医務室

ハラスメントを受けていると感じたら遠慮なく医務室を訪ねてください。ひとりで行きにくい場合は、誰かに付き添ってもらってもかまいません。プライバシーを守りながら今後の解決策を一緒に考えていきます。

ハラスメントの加害者になってない？

尾道市立大学では、ハラスメントを「差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて、不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的不利益や損害を与えること」と定義します。

セクシャル・ハラスメント

他者を不快にさせる性的な言動等により、相手に不利益や不快感を与え、教育研究環境や職場環境を悪化させること。

- しつこくデートや食事に誘う
- 男のくせに女のくせにといった表現を使う。
- 性的なうわさを流す。

アカデミック・ハラスメント

教育研究における優位な立場、地位を利用して不適切な言動・指導を行うことで、相手の学習や研究の意欲を減少させ、教育研究環境を悪化させること。

- 心身の健康を害するような過大な課題を課す。
- 他の学生の前で長時間叱りつける。

パワー・ハラスメント

職務や学生活動において、部下や同僚、後輩や同級生など、不利な立場の者に対して不適切な言動、指導、処遇を行い、就労意欲の低下や環境の悪化をもたらすこと。

- 飲み会で飲酒を強要する。
- 経験や知識を無視した過大な仕事を割り振り、不十分な点があると繰り返し非難する。

マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産、育児、介護に関する制度利用者に対する言動により、相手に不利益や不快感を与え、教育研究環境、職場環境を悪化させること。

- 「産休、育休とられたら、迷惑なんだけど」とか「男が育休とったら出世できないよ」というような発言をする。